

第197回 三重県都市計画審議会

議 事 録

令和4年8月2日

第 197 回 三重県都市計画審議会議事録

1. 開催日 令和 4 年 8 月 2 日 (火)
2. 開会時間 午後 2 時 00 分
3. 閉会時間 午後 2 時 45 分
4. 開催場所 アスト津 4 階 アストホール
5. 提出議案

第 1 8 3 0 号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

6. 出席委員の議席番号及び氏名

- | | | | | |
|---------|--------|-----------------|-----|--------|
| 1 番委員 | 仲林 真子 | 近畿大学教授 | | |
| 2 番委員 | 浅野 純一郎 | 豊橋技術科学大学教授 | | |
| 3 番委員 | 松本 幸正 | 名城大学教授 | | |
| 4 番委員 | 浦山 真美 | 三重県建築士会 | | |
| 5 番委員 | 野呂 政夫 | 三重県農業会議会長 | | |
| 6 番委員 | 廣田 貴美子 | 津商工会議所 | | |
| 7 番委員 | 浅沼 小百合 | 三重県宅地建物取引業協会副会長 | | |
| 8 番委員 | 増田 理子 | 名古屋工業大学教授 | | |
| 9 番委員 | 斎藤 誉 | 東海財務局津財務事務所長 | (代理 | 和藤 康) |
| 1 0 番委員 | 稻田 雅裕 | 中部地方整備局長 | (代理 | 菅 良一) |
| 1 1 番委員 | 小林 勝利 | 東海農政局長 | (代理 | 中谷 勝巳) |
| 1 4 番委員 | 佐野 朋毅 | 三重県警察本部長 | | |
| 1 5 番委員 | 加藤 千速 | 三重県市長会副会長 | | |
| 1 6 番委員 | 辻村 修一 | 三重県町村会副会長 | | |
| 1 7 番委員 | 中瀬古 初美 | 三重県議会議員 | | |
| 1 8 番委員 | 田中 祐治 | 三重県議会議員 | | |
| 1 9 番委員 | 野口 正 | 三重県議会議員 | | |
| 2 0 番委員 | 濱井 初男 | 三重県議会議員 | | |
| 2 1 番委員 | 長田 隆尚 | 三重県議会議員 | | |
| 2 2 番委員 | 今井 智広 | 三重県議会議員 | | |
| 2 3 番委員 | 小野 欽市 | 三重県市議会議長会会長 | | |

第197回三重県都市計画審議会

1 開会

○司会：都市政策担当 古澤次長

出席予定の委員の方々もお揃いになりましたので、ただいまから第197回三重県都市計画審議会を始めさせていただきます。

本日の司会を担当いたします、県土整備部都市政策担当次長の古澤でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

2 あいさつ

<あいさつ>

○司会：都市政策担当 古澤次長

開会にあたり、県土整備部理事の佐竹からごあいさつ申し上げます。
理事よろしく願います。

○県土整備部 佐竹理事

ただいまご紹介に預かりました、県土整備部理事の佐竹でございます。
どうぞよろしく願いいたします。

第197回三重県都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。

本日は大変お忙しい中、また猛暑の中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

平素は三重県行政、とりわけ都市政策行政の推進にご理解とご協力を賜りまして、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

本日は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンラインを併用するなどして対策を講じながら開催しております。

会場におきましても、感染防止対策を徹底しながら進めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、本都市計画審議会は都市計画法により、三重県知事の諮問に応じて都市計画に関する事項、それと建築基準法など他法令により、その権限に属された事項を調査審議するものでございます。

さて、県における都市計画でございますが、人口減少など、近年の全国的な

社会経済情勢の変化や、三重県における状況を見据えまして、三つの視点、効率的で利便性が高く持続可能な都市構造の形成、大規模自然災害の被害低減に向けた都市構造の形成、地域経済の活力維持向上に向けた都市構造の形成に主眼を置きまして、三重県に 20 ございます都市計画区域のマスタープランの改定を令和 2 年度に行ったところでございます。

これらマスタープランに基づきまして、各市町におかれましては、都市計画の見直しに順次着手していただいております、地域の特性に応じた集約型都市構造の形成を目指し、取り組んでいただいておりますと思っております。

さて、本日ご審議いただきます議案は、建築基準法に基づく産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関します議案 1 議案となっております。

議案の内容につきましては、後程事務局からご説明いたします。

委員の皆様方には、専門的なお立場や、日頃のご活動でお気づきの点など、様々な視点からのご意見、ご提言を賜りますようお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

<資料確認>

○司会：都市政策担当 古澤次長

ありがとうございました。

本日の審議会では、ご審議いただきます議案が 1 件ございます。

はじめに本日の資料について確認させていただきます。

本日の資料としましては、「事項書」と「三重県都市計画審議会委員・幹事名簿」1 枚ずつ、緑色の表紙がついた A4 サイズの「議案書」1 冊です。

これは事前に配布させていただいておりますが、もしお忘れでしたらお知らせください。

次に、「第 196 回三重県都市計画審議会議案の手続き状況」1 枚、本日スクリーンで説明する画面等を綴じている「議案参考資料」1 冊、「第 198 回三重県都市計画審議会 予定議案概要」1 枚、「三重県都市計画審議会条例」と「三重県都市計画審議会運営要領」のホッチキス止め 1 部でございます。

これらにつきましては、リモート参加の方へは事前に配布させていただいております、本日ご臨席の皆様へは事前配付のものと、本日お席に配付のものがございますが、不足がございましたらお教えいただければと思います。

よろしいでしょうか。

※ 特段の声なし

＜委員紹介＞

○司会：都市政策担当 古澤次長

それでは続きまして、今回の審議会から新しくご就任いただきました委員の方をご紹介させていただきます。

委員・幹事名簿の順で紹介させていただきます。

2 番委員、豊橋技術科学大学教授 浅野 純一郎 様でございます。

本日はリモートでご参加いただいております。

6 番委員、津商工会議所 廣田 貴美子 様でございます。

10 番委員、中部地方整備局長 稲田 雅裕 様でございます。

本日は代理で、菅 良一様にご出席いただいております。

15 番委員、三重県市長会副会長 加藤 千速 様でございます。

17 番委員、三重県議会議員 中瀬古 初美 様でございます。

本日はリモートでご参加いただいております。

18 番委員、三重県議会議員 田中 祐治 様でございます。

20 番委員、三重県議会議員 濱井 初男 様でございます。

21 番委員、三重県議会議員 長田 隆尚 様でございます。

22 番委員、三重県議会議員 今井 智広 様でございます。

23 番委員、三重県市議会議長会会長 小野 欽市 様でございます。

また、本日は新型コロナウイルス感染症対策として、リモートでの参加が可能であることをお伝えしましたところ、7 名の方にリモートでご参加いただいております。

どうぞよろしく願いいたします。

3 議事前手続き

＜議長選出＞

○司会：都市政策担当 古澤次長

さて、当審議会会長の松本様には、三重県都市計画審議会条例第 6 条の規定により、議長を務めていただくこととなります。

議長席の方へ移動よろしく申し上げます。

※ 松本会長、議長席に移動

＜議事録署名者の指名＞

○議長：松本会長

それではここから私の方で議事進行を務めさせていただきたいと思っております。どうぞ皆様方ご協力よろしく願いいたします。

では、本審議会の議事録署名者 2 名を、三重県都市計画審議会運営要綱第 10 条の規定によりまして、議長の私から指名させていただきます。

第 5 番委員の野呂委員と、第 6 番委員の廣田委員にお願いしたいと思しますので、どうぞよろしくお願いたします。

<出席者数報告>

○議長：松本会長

それでは本日出席されています委員の人数につきまして、事務局からご報告お願いたします。

○事務局：都市政策担当 古澤次長

報告いたします。

委員総数 24 名のうち、リモート参加の方及び委任状の提出がありました 3 名の代理出席を含めまして、21 名の委員のご出席をいただいております。

○議長：松本会長

ただいま報告のありましたとおり、出席されています委員の人数が委員総数の 2 分の 1 以上でございますので、三重県都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、本審議会は成立いたしました。

<会議の公開・非公開>

○議長：松本会長

議案の審議に入ります。

まず、審議の公開についてご審議いただきたいと存じます。

三重県都市計画審議会運営要綱第 8 条第 1 項では、非公開とできる場合を規定しておりますが、今回ご審議いただきます議案につきましては非公開とできる場合に該当しないため、公開としたいと存じますがいかがでしょうか。

リモート参加の方も意思表示をお願いいたします。

※異議なし

○議長：松本会長

ご異議ないということでございますので、公開することと決定いたします。

＜傍聴者報告＞

○議長：松本会長

それでは、本日の傍聴につきまして、事務局より報告願います。

○事務局：都市政策担当 古澤次長

本日、一般傍聴の方 0 名、報道機関の方 0 名でございます。

○議長：松本会長

それでは傍聴者がいないということでございますので、公開ではございますがこのまま審議に入りたいと思います。

4 第 196 回都市計画審議会に関する報告

○議長：松本会長

では、議案の審議に先立ちまして、前回の第 196 回都市計画審議会に関する報告があるようですので、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局：都市政策課 吉岡副課長

県土整備部都市政策課副課長の吉岡と申します。

よろしく願いいたします。

事務局から、前回の手続き状況についてご説明いたします。

資料の「第 196 回三重県都市計画審議会議案の手続き状況」をご覧ください。

令和 3 年 7 月 12 日に開催いたしました、第 196 回三重県都市計画審議会ですが、2 件ご審議いただきました。

第 1828 号議案「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」につきまして、御浜町内における産業廃棄物処理施設の設置に伴い、敷地の位置が都市計画上支障無いことをご確認いただきました。

本件におきましては、令和 3 年 8 月 3 日に許可されております。

続きまして第 1829 号議案「名張都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域内における建築形態制限の指定」を変更することをご確認いただきましたが、本件におきましても令和 3 年 8 月 20 日に告示されております。

以上でございます。

○議長：松本会長

ありがとうございました。

以上の報告について何かご質問等ございますでしょうか。

※質問なし

5 議事

(1) 第 1830 号議案「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」

○議長：松本会長

それでは本日の議案の審議に入ります。

本日ご審議いただきます議案は、鈴鹿市長から付議がございました 1 議案でございます。

お手元の事項書にございますが第 1830 号議案「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」につきまして、鈴鹿市よりご説明をお願いいたします。

○事務局：鈴鹿市建築指導課 西野課長

鈴鹿市都市整備部建築指導課の西野と申します。

よろしく願いいたします。

それでは第 1830 号議案 建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づく、「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」について説明をさせていただきます。

前方のスクリーンをご覧くださいと思います。

ご審議をいただく前に、建築基準法第 51 条の規定について説明をさせていただきます。

建築基準法第 51 条では、都市計画区域内において、卸売市場、火葬場、屠畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設は、都市計画において、その敷地の位置が決定されているものしか建築できないと規定されております。

しかし、ただし書き規定によりまして、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障ないと特定行政庁が認め、許可した場合はこの限りではない、という規定がされてございます。

その他の政令で定める処理施設について説明をさせていただきます。

その施設とは、建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 に規定されております、一般廃棄物処理施設や産業廃棄物処理施設などが該当をいたします。

今回の申請敷地は、プラスチック類の破碎施設として、現在も事業を行っており、廃棄物処理法施行令第 7 条 7 号により、産業廃棄物処理施設に該当をいたします。

また、今回木くずの処理品目を追加するに当たっても、廃棄物処理法施行令第 7 条 8 の 2 号に規定する、木くずの破碎施設に該当することとなり、こちらも産業廃棄物処理施設に該当をいたします。

次に、建築基準法第 51 条に定める政令で定める規模の範囲内において、新築もしくは増築する場合においてはこの限りではないという規定について説明をさせていただきます。

これはこの政令で定める規模以下であれば、51 条ただし書許可は不要となるという規定でございます。

今回の申請は、建築基準法施行令 130 条の 2 の 3 第 3 号に規定される工業専用地域内に位置し、今回木くずを追加するということでございますので、用途変更該当いたします。

建築基準法施行令 130 条の 2 の 3 第 3 号に処理品目ごとの処理能力が規定されており、その「ヌ」にあたる木くずの破砕施設は、1 日の処理能力が 100 トン以下であれば、51 条のただし書の許可が不要ということでございますが、今回、木くずの処理能力が 1 日当たり 408 トンになりますことから、建築基準法第 51 条ただし書許可が必要となり、都市計画審議会の議を経て、その敷地が都市計画上支障ないと、特定行政庁が認めることで許可ができることということになってございます。

それでは、今回の計画施設の概要について説明をさせていただきます。

申請者は株式会社サニックスで、本社は福岡市にあり、現在全国 15 ヶ所で産業廃棄物の許可を取得し操業を行っております。

敷地の位置でございますが、鈴鹿市の御菌町でございます。用途地域は工業専用地域でございます。

敷地の面積は 1 万 1666.04 平方メートルでございます。

現在、廃プラスチック類の破砕施設として、1 日あたり 300 トンを処理している施設でございます。

今回処理品目として木くずを追加し、1 日あたり 408 トンの木くずの処理能力が追加される事業を計画しております。

次に計画施設におけるこれまでの経緯についてご説明をさせていただきます。

今回の許可を受けようとする処理施設は、平成 12 年に 1 日あたり 300 トンの処理能力を持つ廃プラスチックの処理施設として、建築基準法第 51 条ただし書許可を取得し、産業廃棄物の中間処理を行っております。

そして、平成 27 年に紙くず、繊維くず、ガラスくず等の処理品目が追加されております。

この段階で追加した処理品目は、建築基準法の 51 条ただし書き許可が必要となる処理品目には該当せず、ただし書の許可というのが不要でございました。

今回新たに処理品目として木くずを追加いたします。

1 日あたり 408 トンの処理能力になりますので、先ほどご説明させていただ

きました、建築基準法 51 条ただし書許可が必要となります。

なお、今回許可を受けようとする処理施設は敷地の変更はなく、建築物の新築増築等もございません。

また、破砕機の増設もなく、既存の破砕機 2 機を使用し処理品目の木くずを追加するのみでございます。

続きまして申請地の位置についてご説明をさせていただきます。

申請地が赤丸で囲まれたところでございますが、申請地は鈴鹿市の内陸部にございまして、鈴鹿サーキット国際レーシングコースの右約 300 メートルに位置し、下の方に中勢バイパスがございます。

施設の周辺施設の航空写真でございます。

申請地は赤枠で表示させていただいております。

申請地の東側の茶色のラインが中勢バイパスでございまして、そして西側の緑色のラインが県道三行庄野線でございます。

申請地に隣接して北西側に一般廃棄物の焼却施設である、鈴鹿市の清掃センターがございます。

申請地の周辺には、日本梱包の物流倉庫や本田技研工業のモータープール等がございます。

次に計画図でございます。

工業専用地域ということで、工業の利便性を増進するために定められた区域でございます。

また、工業専用地域ということでございますので、住宅や福祉施設、学校、病院等は用途上規制で建築することができません。

このため敷地周辺 100 メートル圏内においては、民家、学校、病院等はありません。

団地内は適正な道路網が配置されてございます。

緑色の県道三行庄野線、それから黄色の市道御菌 149 号線が団地内のメイン道路で、交通量が多いところでございます。

申請地はそこから少し入ったところで、市道御菌 148 号線沿いにございまして、道路は交通量が比較的少ない道路でございます。

申請地から排出される雨水につきましては、敷地内の油水分離槽を通過して、調整池に放流されます。

また汚水雑排水につきましても、共同の合併浄化槽があり、処理をされて調整池に放流されます。

次に配置図でございます。

敷地の面積は先ほどご説明させていただきましたが、1 万 1666.04 平方メートル、建築面積は 5309.74 平方メートル、それから床面積は 5638.74 平方メー

トルでございます。

写真の①のところが、場内の写真でございます。

主に既存の建屋の工場棟と、それと場内の駐車場が写っているところでございます。

②につきましては、申請地の前面道路を写しております。

市道御菌 148 号線でございます、幅員は車道と歩道、合わせて 10 メートルでございます。

これは既存建屋の平面図でございます。

建物は鉄骨の 2 階建てで 1 棟でございます。

建物の用途としましては薄い紫色の方が工場エリアでございます、黄色で塗られているのが、事務所エリアということで分かれてございます。

次に廃棄物処理フローについてご説明をさせていただきます。

1 階の工場エリアの平面図をまずご覧いただきまして、こちらの入口から産業廃棄物を搬入いたしまして、こちらの荷卸し場で荷卸し、こちらの処理場のストックヤードで保管をされているというところでございます。

次に 1 階工場エリアの平面図を拡大した図でございます。

先ほどご説明させていただきました、処理前のストックヤードで保管された後、こちらの荷捌き場で選別作業が行われ、2 台の破砕機があり、その破砕機ラインへ投入されます。

破砕機ラインは 2 系統ありまして、1 系ラインでは、各種廃棄物を破砕し、圧縮梱包されるルートと、圧縮梱包されずにバラで搬出されるルートの 2 つに分かれます。

2 系ラインにつきましては、すべて圧縮梱包し搬出されます。

それで梱包されたものと、またバラのものというのは、ともに処理後のストックヤードにて保管をされるというところでございます。

これは先ほどのライン設備の断面図でございます。

2 基の破砕機で産業廃棄物を破砕し、ベルトコンベアを通して、圧縮梱包される過程ということでございます。

破砕処理の工程で生じる粉塵などにつきましては飛散しないように、集塵機が設置されてございます。

続きまして建築基準法第 51 条ただし書許可にかかる付議の理由について説明をさせていただきます。

今回付議する産業廃棄物の処理施設の敷地の位置につきまして、都市計画上支障がないかどうか、上位関連計画における土地利用計画との妥当性など 7 項目の観点から説明をさせていただきます。

まず 1 項目として、上位関連計画における土地利用上の妥当性についてで

ございます。

三重県都市計画区域マスタープランでは、土地利用に関する方針として、工業地と位置付けられております。

地域活力の維持や向上に向けて、適切な土地、工業用地の確保のために配置されている区域ということになってございます。

次に鈴鹿市都市マスタープランでは、工業ゾーンと位置付けられておりまして、御菌工業団地内にある工業の立地の促進を図るという区域になってございます。

次に用途地域は工業専用地域ということになってございますので、工場の利便を増進するために定められた地域ということになってございます。

以上のことから、上位計画との整合性はしっかり図られており、産業廃棄物処理施設の位置としては問題がない地域であると考えております。

2項目として、施設計画の妥当性についてご説明をさせていただきます。

先ほど工場エリアの平面図で説明をさせていただきました、廃棄物処理のフローを図示させていただきました。

既存の破砕機2機を使用して、木くずを追加したとしても、十分な能力を備えられております。

また、搬入時の処理前のストックヤード、それから破砕処理後のストックヤード、いずれも屋内で十分なペースが確保されております。

今回、事業者は木くずを追加する場合の産業廃棄物処理施設の設置許可については、既に三重県の環境部局から取得をしてございます。

以上のことから施設計画についても妥当であるというふうに考えております。

3項目として、事業計画の妥当性について説明をさせていただきます。

操業時間でございますが、1日当たり最大で24時間運転を行ってございます。

産業廃棄物の受入れといたしましては、午前8時半から午後5時まででございます。

休日は作業を行っておらず、破砕機も停止しており、搬入搬出も行っておりません。

毎日の点検清掃や定期的な設備のメンテナンスも実施をしており、作業日報等も作成し、衛生管理にも努めているところでございます。

以上のことから、事業計画についても妥当であると考えております。

4項目として、環境対策の妥当性についてご説明をさせていただきます。

先ほどもご説明をさせていただきましたが、令和4年3月23日に産業廃棄物処理施設の設置許可を取得しているところでございます。

また、令和4年3月4日に三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第34条第2項の適用除外認定を受けているところでございます。

これは処理施設が生活環境の保全上、支障が生じる恐れがないと認められる産業廃棄物の処理施設として、申請内容及び地域の実情に応じて個別に認定されるものとなっており、今回その適用除外を受けているところでございます。

現在処理施設において、地域から環境上の苦情を受けたこともなく、今回処理を追加しようとする木くずにつきましても、同様の破砕機を使用しすべて屋内で保管処理を行う計画でございますので、特に問題はないと考えております。

次に個別のことについてお話しさせていただきます。

騒音振動につきましては、現在の破砕機は低騒音低振動型の設備を使用しております。

屋内の強固なコンクリートの床面に設置をしていることから、騒音振動の防止にも努めているところでございます。

また悪臭対策など、取り扱う廃棄物、木くずの性状から悪臭の発生はないと考えております。

大気汚染の対策としてはすべての工程を屋内で行っており、集じん機を設置しているため、周辺への影響は無いものと考えてございます。

また水質汚染につきましても、破砕機からの排水というのはございません。

施設からの雨水についても油水分離槽を通して、調整池に放流してございます。

また、汚水や雑排水につきましても、共同合併浄化槽を設置し、調整池に放流してございます。

以上のことから、周辺環境への対策も十分講じられており、環境対策についても妥当であると考えております。

5項目として、搬入搬出計画の妥当性についてご説明させていただきます。

広域図で敷地周辺の搬入搬出経路図を明示いたしました。

朱色で着色をしてございますのが周辺の主な道路でございます。

黄色の矢印が搬入経路で、水色が搬出経路でございます。

申請地の主たる経路としましては、こちらの中勢バイパスや、先ほど申しました県道三行庄野線が南北軸として主要な幹線道路でございます。

これに横軸で、東西に走る市道御薊149号線が交わっております。

これらの道路というのはすべて幅員10メートル以上でございます。

次に、実際の現在の搬入搬出量の運搬車両についてでございますが、現在1日当たり最大で合計50台でございます。

木くずを追加した場合に増加する想定 of 搬入車両は、合計4台でございます。

木くずを追加した場合も、増加する車両というのは少量でございますので、交通への影響というのは軽微であろうと考えております。

また搬入につきましては、事業者の方で予約制度をとってございますので、周辺道路への入場待ち車両が生じないよう、運用をしているところでございます。

それに加えて周辺も民家、学校もなく、通学路にもなっておりません。

それから幹線から少し入っているため、朝夕の通勤車両の影響も特段無いと考えております。

このことから周辺交通に支障が生じないことから、搬入搬出量についても妥当であろうと考えております。

6項目として、関係機関との協議の妥当性についてでございます。

まず環境部局との協議については、先ほどもご説明をさせていただいたところでございます。

また、申請地は御菌工業団地内に位置しており、今回の計画というのは、新たな造成工事も無いことから、都市計画上の手続きも不要であることは既に協議済みでございます。

以上のことから必要な手続きも適正に行われており、関係機関との協議についても妥当であろうと考えてございます。

7項目として、地元との協議における妥当性についてご説明させていただきます。

敷地境界線から 100 メートルの範囲内は、すべて工場や倉庫でございますので、その施設管理者が 10 施設ございます。

それと、周辺の実態に対して今回の事業計画について説明を行い、既に理解を得ているところでございます。

また、これまでも周辺からの苦情等もなく、地元とは良好な関係で事業を継続してございます。

以上のことから、今回の事業計画への協議が整っており、地元との協議についても妥当であろうと考えてございます。

これまで 7 項目を検討した結果、都市計画上支障がないと認められると判断をいたしました。

今回の議案のご説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長：松本会長

どうもご説明ありがとうございました。

それではただいまのご説明に対しましてご質問ご意見等をお願いしたいと

思います。

会場の方々は挙手いただきまして、リモート参加の方々も、意思表示をお願いいたします。

※意見なし

私から1件だけ、お願いしたいと思いますが、説明では苦情等はないということでしたが、その他交通の処理や、汚水の処理等々で、何らか問題が発生しているということは無いということによろしかったでしょうか。

○事務局：鈴鹿市建築指導課 西野課長

鈴鹿市の環境部局から、苦情や問題については無いと聞いております。

○議長：松本会長

ありがとうございます。
その他いかがでしょうか。

※意見なし

○議長：松本会長

それでは特段ご意見等々ございませんようですので、原案が適切であると判断したいと思いますのご異議ございませんでしょうか。

※異議なし

はい、ありがとうございました。

それではご異議なしということですので、第1830号議案、「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」は、原案が適切であると判断いたします。
鈴鹿市長に、原案通り答申いたします。

6 第198回都市計画審議会予定議案について

○議長：松本会長

最後に次回審議会につきまして、事務局からご連絡をお願いいたします。

○事務局：都市政策課 吉岡副課長

事務局から次回審議会等の予定議案についてご説明をさせていただきます。

お手元の資料、「第 198 回三重県都市計画審議会予定議案概要」をご覧ください。

産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてということで、関係市町は松阪市の案件でございます。

概要といたしましては、産業廃棄物処理施設を設置することに伴い、その敷地の位置について都市計画上支障がないかどうかを確認していただくということになります。

よろしく願いいたします。

○議長：松本会長

はい、ありがとうございました。

ただいまのご説明に対してご質問等ございますでしょうか。

※質問なし

○議長：松本会長

全体を通しまして皆様方から何かご意見ございますでしょうか。

※意見なし

1 点だけすみません、議案説明の時に会場が暗くなってしまって書類が見にくかったのですが、現在の明るさで皆様方いかがでしょうか。

試しにスクリーンに映像を映してください。

全然問題ないですね。

※問題なし

では、次回はこれぐらいでどうですかね、またご検討ください。

○議長：松本会長

どうもありがとうございました。

以上をもちまして、私の進行を終わりたいと思います。

皆様方のご協力に感謝申し上げます。

では進行を事務局にお返しいたします。

7 閉会

○司会：都市政策担当 古澤次長

松本議長様、議事の進行ありがとうございました。

また、委員の皆様には、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

リモート参加の皆様もありがとうございました。

これもちまして、第197回都市計画審議会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

(終)